住所　川崎市川崎区貝塚２丁目11番２―402号
モハメド・シャフィクル・イスラム・カーン
昭和40年６月26日生
ファイズル・ハサン・カーン　平成10年12月29日生
シャフィウル・ハサン・カーン　平成12年７月24日生
住所　川崎市麻生区多摩美１丁目11番２―２号
劉君　昭和49年７月18日生
住所　川崎市幸区小倉５丁目27番15号
戚美蘭　昭和７年２月19日生
住所　神奈川県平塚市堂平15番１―４―502号
徐偉梁　平成５年１月30日生
住所　神奈川県秦野市本町２丁目２番５―505号
朴美燕　昭和58年５月２日生
住所　神奈川県厚木市愛甲東１丁目23番26号
李芳　昭和58年４月６日生
住所　神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目654番地４
斉敏嵐　平成３年３月18日生
住所　山口県下関市神田町１丁目３番９号
金夏子　昭和16年８月２日生
住所　東京都墨田区京島１丁目１番２―1907号
範文利　昭和47年10月２日生
住所　東京都中野区弥生町５丁目27番７号
モハメド・モシャラフ・ホセイン　昭和44年11月11日生
住所　東京都北区東十条２丁目14番18号
朴海順　昭和９年10月25日生
住所　東京都北区東十条２丁目14番18号
河相清　昭和28年９月14日生
金春美　昭和30年３月17日生
河永烈　昭和54年１月15日生
河侑加　昭和57年８月22日生
住所　東京都墨田区両国３丁目４番10―302号
李重権　昭和45年７月21日生
李俊　平成19年12月16日生
住所　東京都豊島区池袋２丁目50番４号
劉苗　昭和56年６月17日生
住所　滋賀県栗東市大橋６丁目５番22―101号
高勝　昭和53年12月31日生
住所　滋賀県草津市野村２丁目８番11号
徐西大男　昭和35年３月15日生
住所　滋賀県栗東市下鈎1207番地10
徐穂積　昭和42年６月22日生
住所　大阪市淀川区木川東２丁目８番７号
姜義孝　昭和40年１月10日生
張明美　昭和42年１月22日生
姜烽哉　平成10年２月16日生
姜璃子　平成13年８月30日生
住所　大阪市生野区巽東１丁目１番２号
呉昌壽　昭和35年８月１日生
李貞子　昭和36年２月８日生
呉成美　昭和62年５月13日生
呉貴祥　平成４年２月７日生
住所　大阪市淀川区西宮原２丁目７番28―801号
金智子　昭和21年１月18日生
住所　大阪市阿倍野区昭和町２丁目12番26―1001号
李春心　昭和37年11月２日生
住所　大阪市平野区流町３丁目11番６号
李佳子　昭和37年12月14日生
金栄作　平成７年５月27日生
金豪作　平成10年２月26日生
住所　大阪府門真市三ツ島３丁目６番18―706号
姜玲子　昭和29年12月20日生
住所　大阪市西淀川区福町１丁目12番34―701号
辛龍浩　昭和34年２月５日生
林道代　昭和41年２月24日生
辛紗里　平成10年11月16日生

○外務省告示第百八号

平成二十六年三月十九日にエウシャンベで、タジキスタン共和国及びアフガニスタン・イスラム共和国における「タジキスタン―アフガニスタン国境地域生活改善計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　タジキスタン―アフガニスタン国境地域生活改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十一億二千九百万円
3　署名者

日本側	今橋啓介在タジキスタン大使館大使
国際連合開発計画側	アレクサンドル・ズエフ国際連合常駐調整官兼国際連合開発計画在タジキスタン事務所代表

平成二十六年四月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百九号

カタール国政府は、「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」の加入書を平成二十五年十二月六日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十六年三月六日にカタール国について効力を生じた。

（平成二十五年十二月六日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十六年四月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十号

平成二十六年三月十七日にアンマンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

平成二十六年四月三日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、ヨルダン・ハシェミット王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とヨルダン・ハシェミット王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百二十億円（一二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、財政強化型開発政策借款として、政府作業計画（二千十三年―二千十六年）の改革計画（以下「改革計画」という。）においてヨルダン・ハシェミット王国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ヨルダン・ハシェミット王国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ヨルダン・ハシェミット王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年一・七パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ヨルダン・ハシェミット王国政府の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、ヨルダン・ハシェミット王国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をヨルダンの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ヨルダン・ハシェミット王国政府の国家予算に編入され、ヨルダン・ハシェミット王国政府の改革計画の実施を支援するために使用される。

5　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って実施されることを確保する。

6　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してヨルダン・ハシェミット王国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　ヨルダン・ハシェミット王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報